

宇佐市地域計画 推進マニュアル Ver1.2.0

USA
Digital Transformation Project
DX

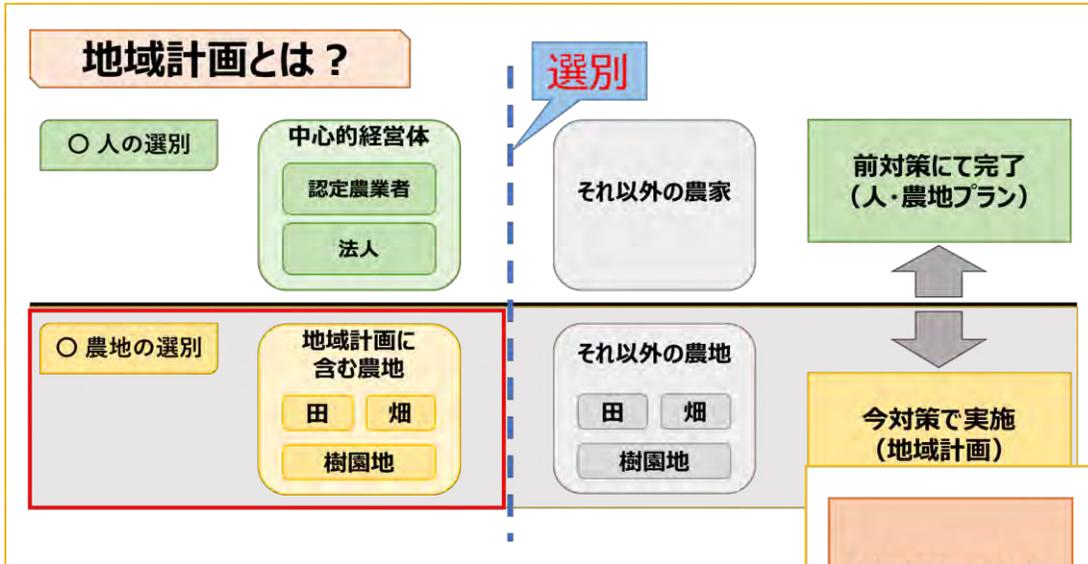
令和6年3月14日作成

宇佐市 経済部 農政課 国営事業営農対策係

1-1. 宇佐市の基本情報

人・農地プラン策定数	82プラン
人・農地プラン関係集落数（行政区）	260集落
中山間直接支払取組集落	130集落
地域特性	平野部・中山間地域混在
農業形態	土地利用型農業主体、一部園芸作物等あり
地域計画推進体制	通常業務として関連のある部署が一体的に推進体制を構築
使用する地図システム	水土里ネット
中間管理の契約（年）	1,725件（筆）
再生協議会営農計画書提出率	96.03%
集積率（特定農作業受委託含む）	71.0%

1-2. 論点整理 (宇佐市)

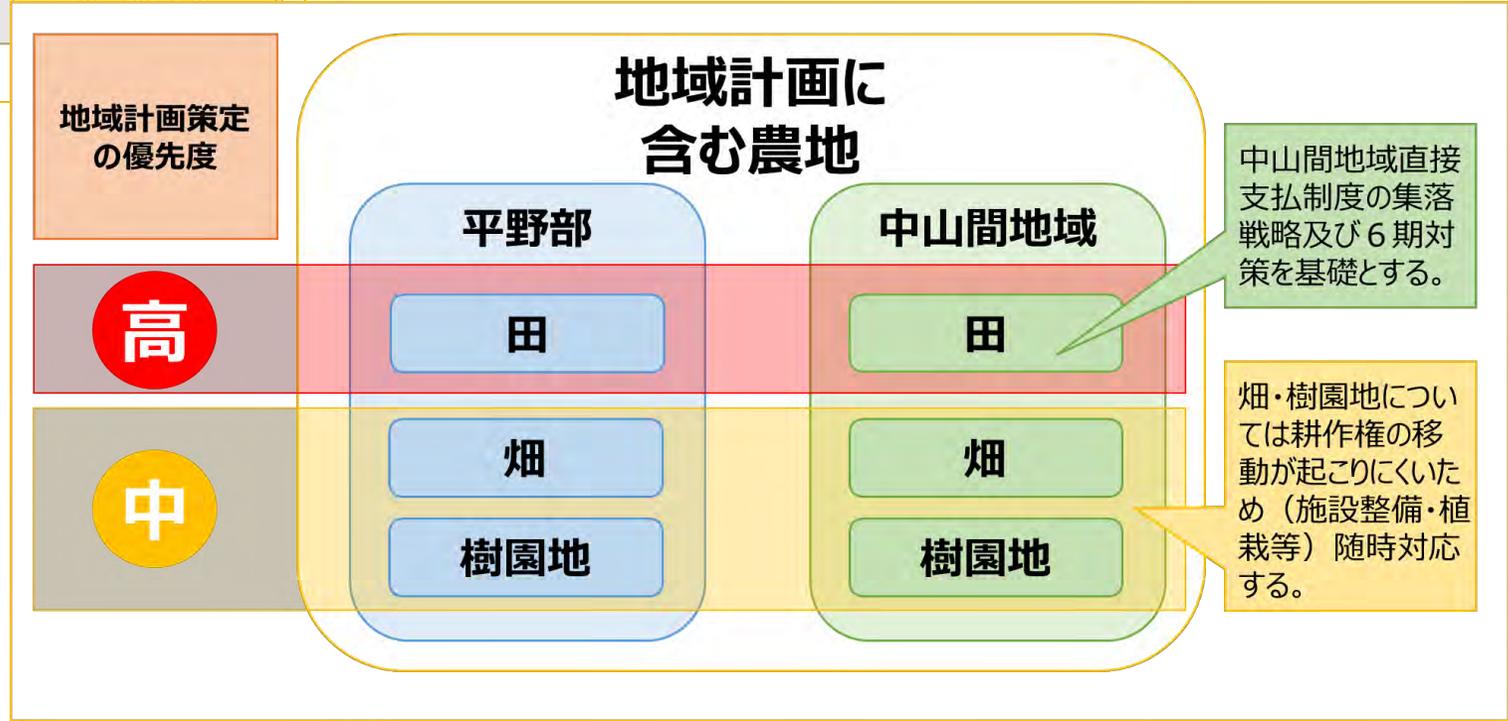


地域計画推進にあたって その1

- ① 人・農地プランとの違い
- ② 人・農地プランの実質化との関連及び課題
- ③ 他の制度との関連 I (農地関連)
農振農用地・経安交付対象水田等
- ④ 他の制度との関連 II (類似する制度施策)
中山間地域直接支払・集落戦略等

地域計画推進にあたって その2

- ① 物理的要件 (人員・時間等)
- ② 関連システムの利用状況
(eMAFF地図・サポートシステム)
- ③ 中間管理機構・農業委員会
(耕作権等の権利設定)
- ④ 中山間地域での粗放管理の整理
- ⑤ 畑・樹園地の取扱い
- ⑥ 地権者の合意形成
- ⑦ 計画策定後の管理方法



1-3. 推進方針・協議の場（宇佐市モデル）

地域計画推進方針

1. 目標地図等の作成は、eMAFF地図は使わず、水土里ネットを使用する。
2. 地域計画の一定地域は農振農用地の範囲内とする。
3. 平野部においては、人・農地プランをベースに推進する。
4. 中山間地域直接支払制度取組集落においては、中山間直払い（集落戦略）をベースに推進する。
5. 平野部の集落と中山間地域直接支払制度取組集落では推進方法を変える。
6. 「行政が作った」ではなく、「地域で作った」地域計画となるよう「協議の場」を開催する。

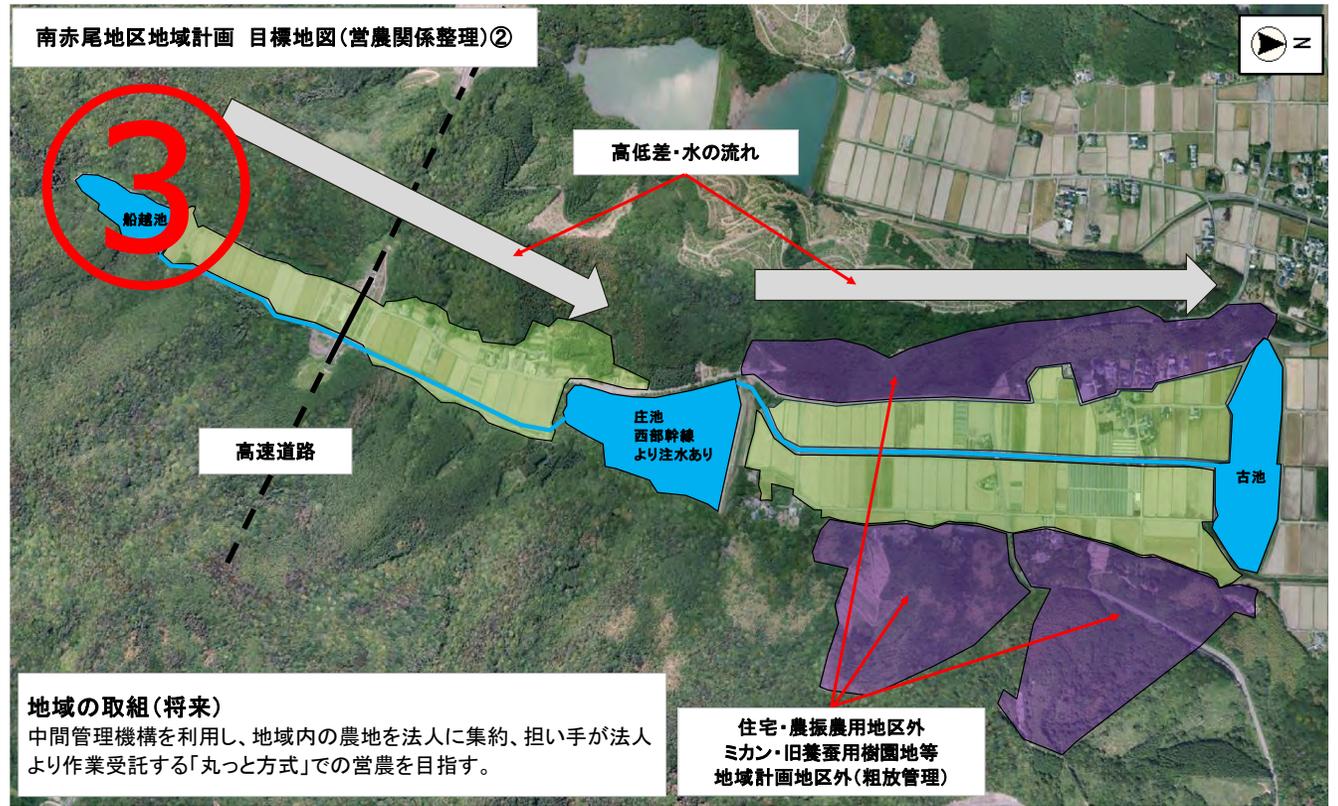
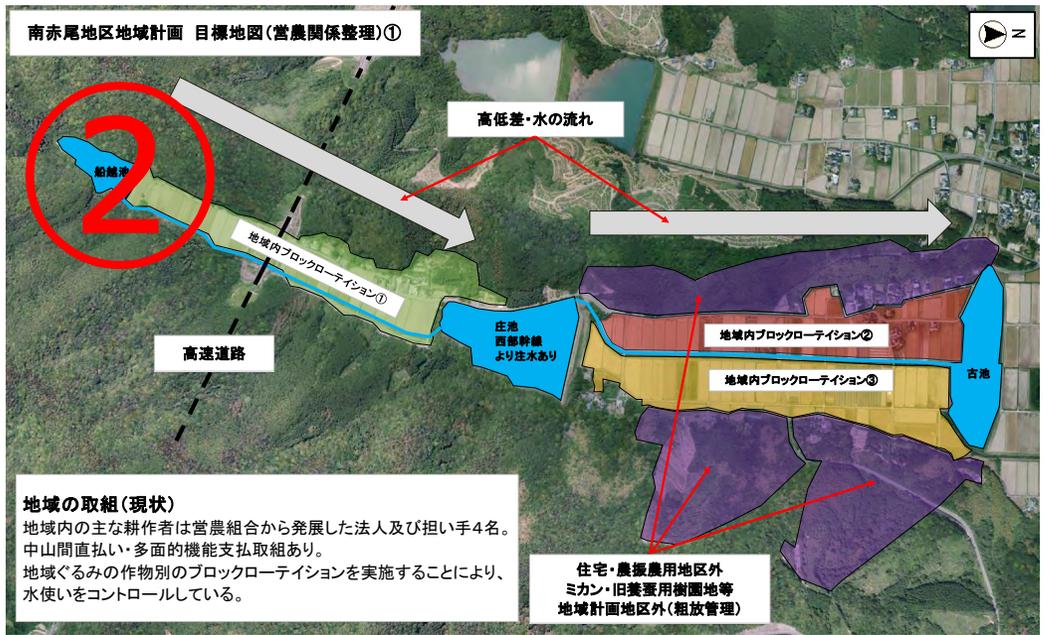
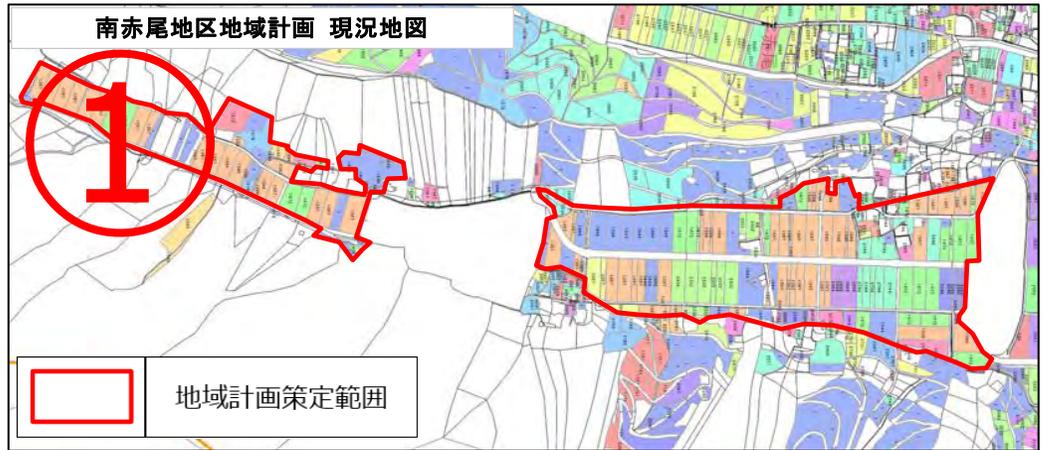
平野部 協議の場

人・農地プランを協議の出発地点とする。
集落（自治区）単位での「協議の場」を開催。
「協議の場」の参加者は集落の中心経営体及び行政。
現況地図を準備し車座で協議。
協議の場の進め方は資料①参照

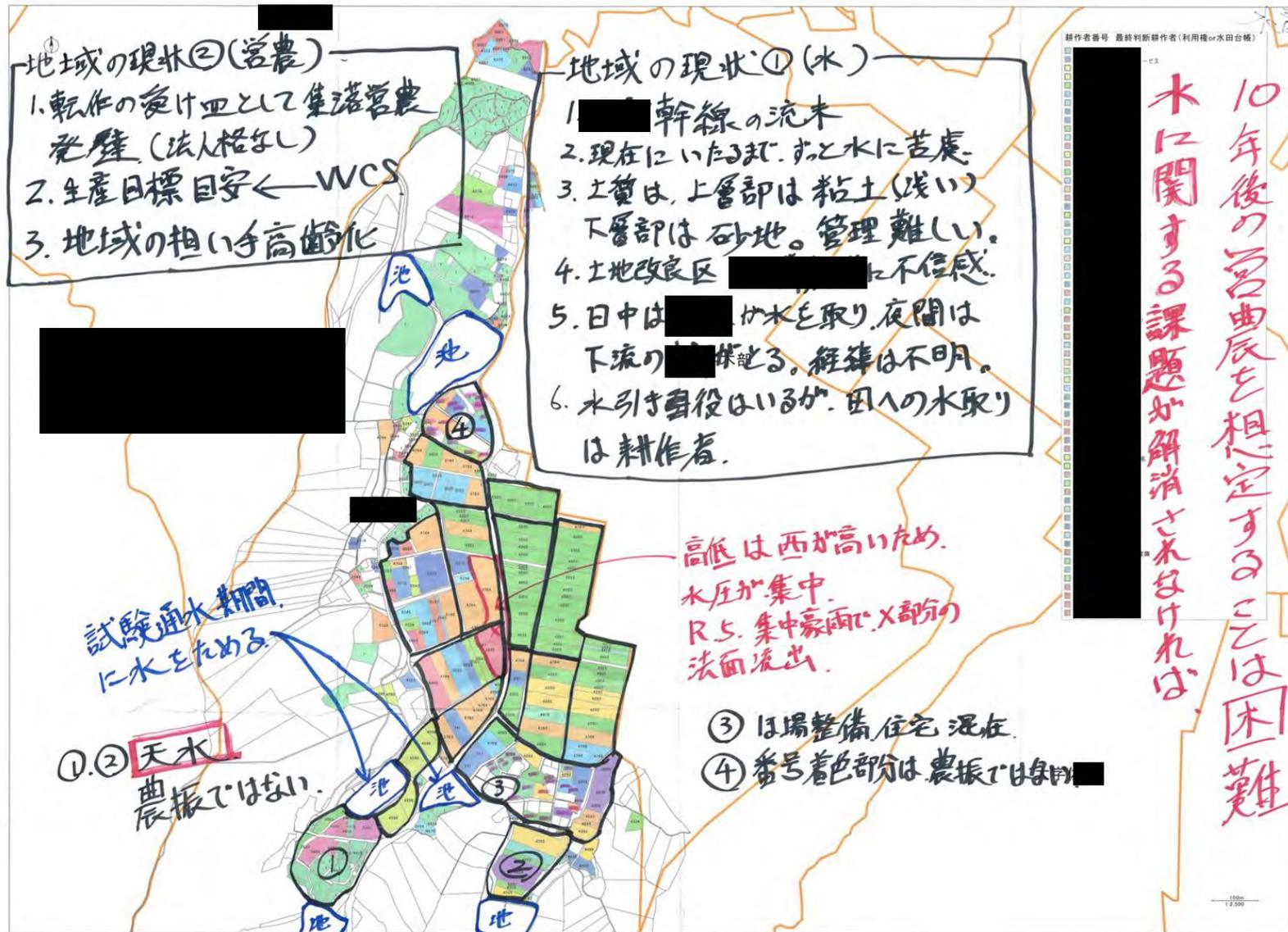
中山間 協議の場

中山間直払いの集落協定を協議の出発地点とする。
協定集落単位での「協議の場」を開催。
「協議の場」の参加者は協定参加者（行政は参加しない）。
現況地図を準備し協議。
協議の場の進め方は資料②参照

1-4. 目標地図 (モデルケース)



1-4. 目標地図 (課題残し)



- ### 協議の場開催七箇条
1. 冒頭の制度説明等は最小限に努める。
 2. まずは農業者の知っていることを話してもらい、話しやすい場の雰囲気づくりに努める。
 3. 地図は魔法の道具。真ん中に広げれば参加者はそれを見ながら自分の知っていることを話し始める。
 4. 農業者の発言を引き出せれば、自分たちで作った「地域計画」になる。
 5. 集落によっては深刻な地域課題にぶつかる場合もある。
 6. 最後のまとめが重要。農業者の総意をまとめる端的なフレーズに収斂する。
 7. 集落の農業者にまとまりはあるか？ 集落の農業者で農地を守ろうという気持ちはあるか？それが判れば補完地図・今後の集約へつながる。

1-5. 協議の場 (写真)



2-1. 計画策定後の管理（前提条件）

現況地図



地域計画策定後の管理にあたって 考察2

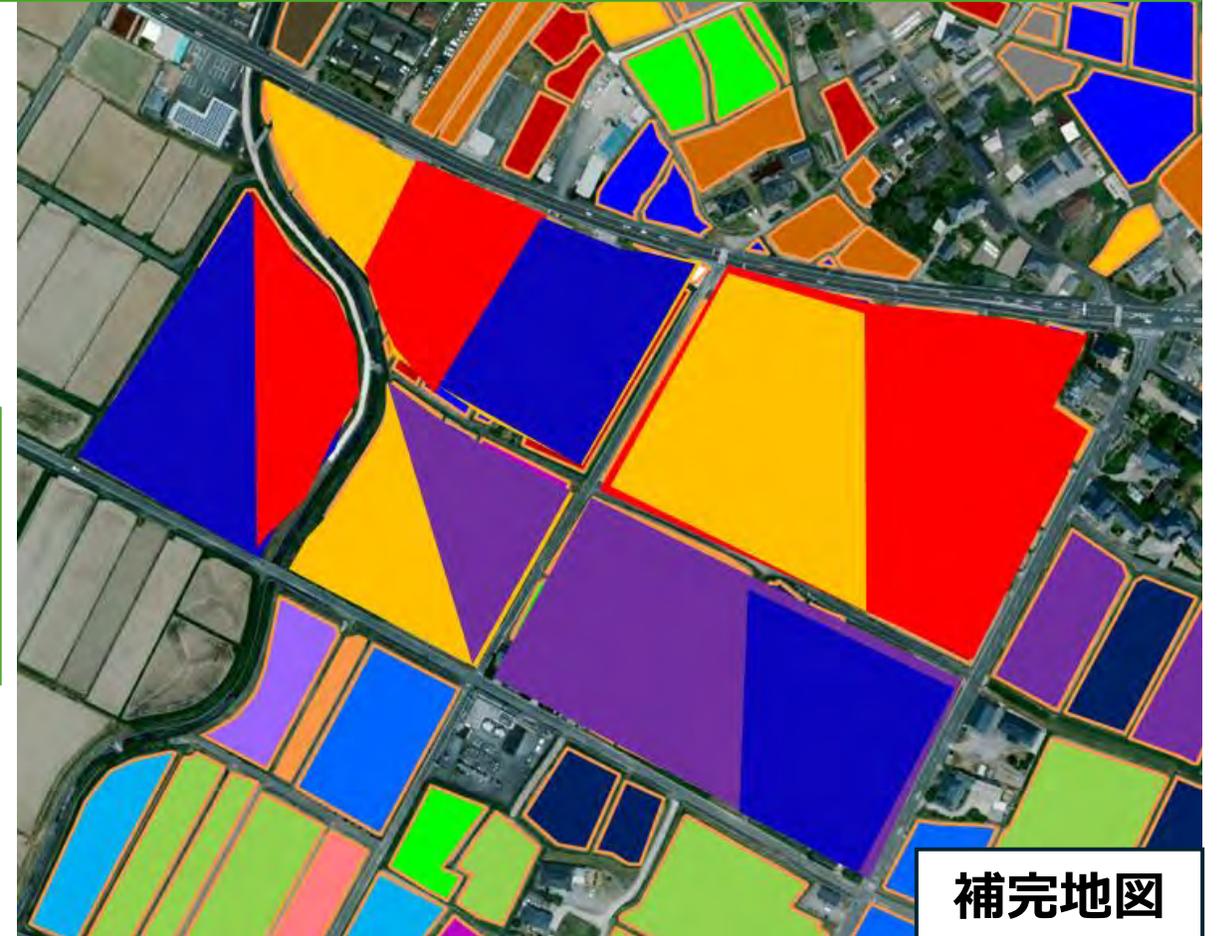
- ① 集落における地域計画策定の目的
(集落内の農業者で守るor集落外の農業者を求める)
- ② 地権者合意のレベル (現況地図or補完地図)

地域計画策定後の管理にあたって 考察3

- ① 実質的な変更を伴うものとそれ以外の変更
(地域の目標達成に支障をきたすor支障をきたさない)

地域計画策定後の管理にあたって 考察1

- ① 関連システムの完成度 (eMAFF地図・サポートシステム)
- ② 地域計画の公告の方法及びその目的



補完地図

2-2. 計画策定後の管理 考察1

- ① 関連システムの完成度（eMAFF地図・サポートシステム）
- ② 地域計画の公告の方法及びその目的

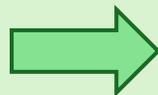
目的の整理

1. 地域計画策定の目的（国）

地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進める。

2. 地域計画の策定及び目標地図の公告の目的を整理すると

I 出し手・受け手のマッチアップを加速する。



将来の空白地洗い出し。担い手・企業の参入促進。

II 農地流動化に伴う集積・集約を推進する。

III 荒廃農地の拡大を抑止をする。



一定地域の範囲・粗放管理となる農地を明確化。

結論

①

地域計画策定の目的を達成するためには、eMAFF地図・サポートシステム・再生協議会が所管する特定農作業受委託に関するデータ連携等の高い水準での完全性が求められる。しかし、各システムの利用目的の違いが仕様・入力規則の違いとなっているため課題も多く、完全性の実現にはまだ時間がかかることが想定される。

2-3. 計画策定後の管理 考察2

- ① 集落における地域計画策定の目的
- ② 地権者合意のレベル

結論

③

総論としては「地域の農業は地域の農業で守れるほうが良い」という考えが一般的だが、その思いの強さは集落・個人・状況・立場でばらつきがある。

集落・地権者・集落内の耕作者が「守備型」の地域計画としてまとまることのできるまで、「**集落内の農業で守る**」or「**集落外の農業を求める**」という分岐が起こる。

国の考える 地域計画策定の目的

地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進める。

集落の一般的な考え

地域内の農地が荒廃することがないように、地域内にある農地を地域内の耕作者で守ってほしい。また、地域内の耕作者だけでは守れない場合、地域外の耕作者にゆだねたい、あるいは農地を粗放管理としたい。ただし、決定権は地権者にあり。

地権者一般的な考え

自分の所有する農地が荒廃することがないように、地域内・地域外の耕作者にゆだねる、あるいは農地を粗放管理とする。場合によっては、より良い条件で農地の賃貸借や売買（転用含む）を行いたいと考える。

耕作者の一般的な考え

自らの経営方針に基づき営農活動を行う。また、公告された情報は自身の規模拡大等の方向性を決定するための判断材料として有益に働く。地域計画に位置付けられることにより、自身と耕作地は関連する補助事業の対象となる。

結論

②

国の目指す地域計画と、集落・地権者・耕作者の考えは必ずしも一致するとは限らない。

2-4. 計画策定後の管理 考察3

実質的な変更（その都度変更）

関係者の意見聴取・地域計画の案の縦覧が**必要**

実質的な変更とみなすもの

- 一定地域の変更に関するもの（代表的なもの）
 1. 一定地域内の耕作放棄地の増加によるもの
 2. 一定地域内の宅地化によるもの

実質的な変更とみなさないが、状況に応じて実質的な変更と同様の取扱いをするもの

- 補助事業等実施に伴う変更に関するもの（代表的なもの）
 1. 農業用施設新設に伴うもの
 2. ほ場整備の実施に伴うもの

結論

④

1. 計画策定段階で、「実質的な変更」が起こりうる可能性を「協議の場」等で可能な限り収集し、事前に排除するよう努める。
2. 地域計画策定後の管理として、発生する事象を「実質的な変更」と「軽微な変更」に分類し対応方法も変える。
3. 「実質的な変更」も「都度変更」と「まとめて変更」に分類し対応方法も変える。

実質的な変更（後でまとめて変更）

関係者の意見聴取・地域計画の案の縦覧が**必要**

実質的な変更とみなすもの

- 耕作者の変更に関するもの（代表的なもの）
 1. 新たな耕作権の権利設定によるもの
 2. 特定農作業受委託契約によるもの

分類

軽微な変更

関係者の意見聴取・地域計画の案の縦覧が**不要**

実質的な変更とみなさないもの

1. 地域の名称又は地番の変更
2. 農用地等を利用する農業を担う団体の法人化
3. 相続
4. 特定農作業受委託の受託者の変更以外の変更

2-5. 計画策定後の管理方針（宇佐市）

結論 ① eMAFF地図・サポートシステム

地域計画策定の目的を達成するためには、eMAFF地図・サポートシステム・再生協議会が所管する特定農作業受委託に関するデータ連携等の高い水準での完全性が求められる。しかし、各システムの利用目的の違いが仕様・入力規則の違いとなっているため課題も多く、完全性の実現にはまだ時間がかかることが想定される。

結論 ②③ 地域計画策定の目的

国の目指す地域計画と、集落・地権者・耕作者の考えは必ずしも一致するとは限らない。「地域の農業は地域の農業者で守れるほうが良い」という考えが一般的だが、その思いの強さは集落・個人・状況・立場でばらつきがある。

集落・地権者・集落内の耕作者が「守備型」の地域計画としてまとまることのできるかで、「集落内の農業者で守る」or「集落外の農業者を求める」という分岐が起こる。

結論 ④ 「実質的な変更」「軽微な変更」

計画策定段階で、「実質的な変更」が起こりうる可能性を「協議の場」等で可能な限り収集し、事前に排除するよう努める。

地域計画策定後の管理として、発生する事象を「実質的な変更」と「軽微な変更」に分類し対応方法も変える。

「実質的な変更」も「都度変更」と「まとめて変更」に分類し対応方法も変える。

計画策定後の管理方針（宇佐市）

1. 目標地図は現況地図を基本とする。
2. 地域計画の一定地域は農振農用地域の内側とする。
3. 地域計画の「実質的な変更」となるようなものは、策定以前に極力排除する。
4. 地域計画策定後発生する変更は、「実質的な変更」と「軽微な変更」に分類する。
5. 「実質的な変更」は「都度変更」と「まとめて変更」に分類する。
6. 「実質的な変更」は協議の場の開催と公告を行う。ただし「都度変更」と「まとめて変更」は分類し、実情に合わせた対応を行う。
7. 「軽微な変更」は協議の場の開催と公告を行わない。
8. 新たな耕作権の設定（特定農作業受委託含む）は毎年度更新されるため、常に最新の情報を収集し続ける。
9. これらの方針に沿って、地域計画策定後の管理を行い、疑義ある場合は関係機関による協議を行う。